出港前報告制度セミナー

平成26年2月

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)

出港前報告制度の導入

◆ 平成24年3月の法案改正により、出港前報告制度が導入されることとなりました。

◆出港前報告制度とは、日本に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナー貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナー貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを船会社及び利用運送事業者に義務付けるものです。

◆制度の施行は2014年3月となります。

◆ 接続試験は2013/11/5 (火) ～ 2014/2/28 (金) 23:59に行われます。

◆ 出港前報告制度の報告については、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して電子的に報告することが義務付けられています。

NACCS利用(接続)形態イメージ図

積荷情報の報告を行うためのNACCSセンターが提供する接続形態については以下のとおりです。

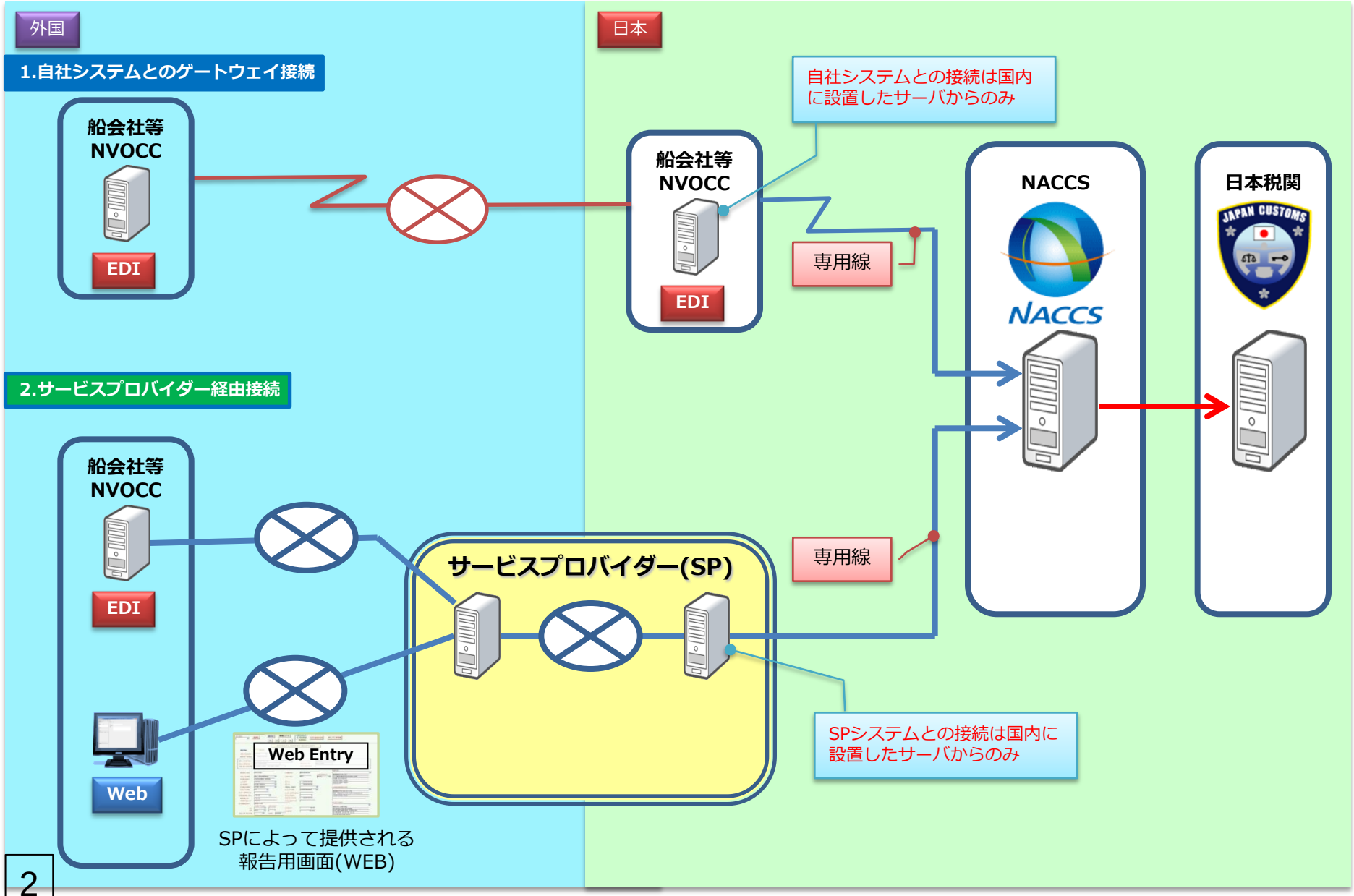

申請者IDを用いたサービス・プロバイダー経由の報告

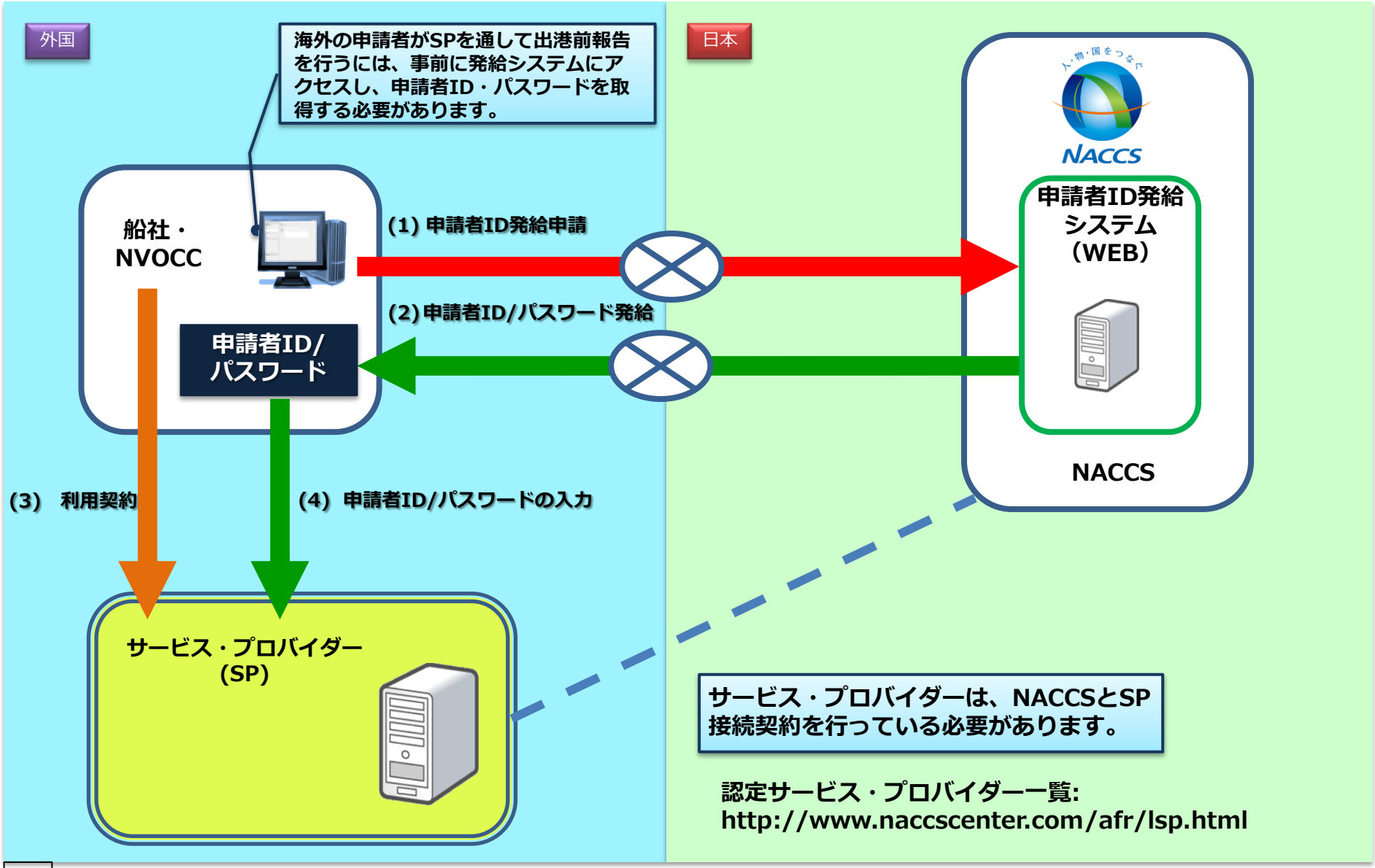

申請者ID発給システム

申請者ID発給システムは、海外からの申請者がＮＡＣＣＳを使用して出港前報告関連業務を行うにあたり、申請者がＮＡＣＣＳの利用登録を行い、申請者ＩＤを取得するためのシステムです。

出港前報告制度情報サイト　http://www.naccscenter.com/afr/

Reporter ID Issuance System

申請者ID発給システム
〈トップページ〉（言語は英語のみ）

AFR　Advance Filing Rules

Japan +0900(JST)
2013/05/07 13:12:09

Home

Apply for Reporter ID

To apply for Reporter ID, please click the button below.
When you apply for Reporter ID, you must enter the applicant's information.

Apply for Reporter ID

〈クリックして申請開始〉

Update Reporter ID information/ Delete Reporter ID

If you already have your Reporter ID and would like to change information or delete the ID, please start here.

ID	
Password	

SignIn

Forgot your ID/password?

© Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System (NACCS) Inc., All Rights Reserved.

NACCS

申請者ID発給システム

申請者IDの発給
①Pre-registration〈仮登録〉

Apply for Reporter ID

1.Pre-registration | 2.Confirm | 3.Registration Code | 4.Terms and Conditions | 5.Application | 6.Confirm Reporter ID

Pre-registration

Please enter the applicant information below.
Click "Next" when finished entering information.

Required fields are marked with an asterisk(*).

E-mail address *	example) john.smith@example.com	Confirmation will be emailed to this address.
Confirm E-mail address *	Please re-enter your E-mail address. example) john.smith@example.com	
Company name*	example) ABC CORPORATION	Please fill in CAPITAL letters.
Name*	Family Name: example) Smith First(Given) Name: example) John	Please enter the name of the applicant.
Enter the verification code shown in the image*	79361 Refresh the image example) 79361	

< Back　　Next >

このボタンを押すと表示されている数字を変更できます

SP経由業務電文の流れ

積荷情報をＳＰ経由でＮＡＣＣＳに報告を行う場合の流れは次のとおりとなります。
なお、ＳＰ経由で利用可能となる業務は以下の5業務となります。

- AMR：出港前報告業務
- CMR：出港前報告訂正業務
- AHR：出港前報告（ハウスＢ／Ｌ）業務
- CHR：出港前報告訂正（ハウスＢ／Ｌ）業務
- ATD：出港日時報告登録

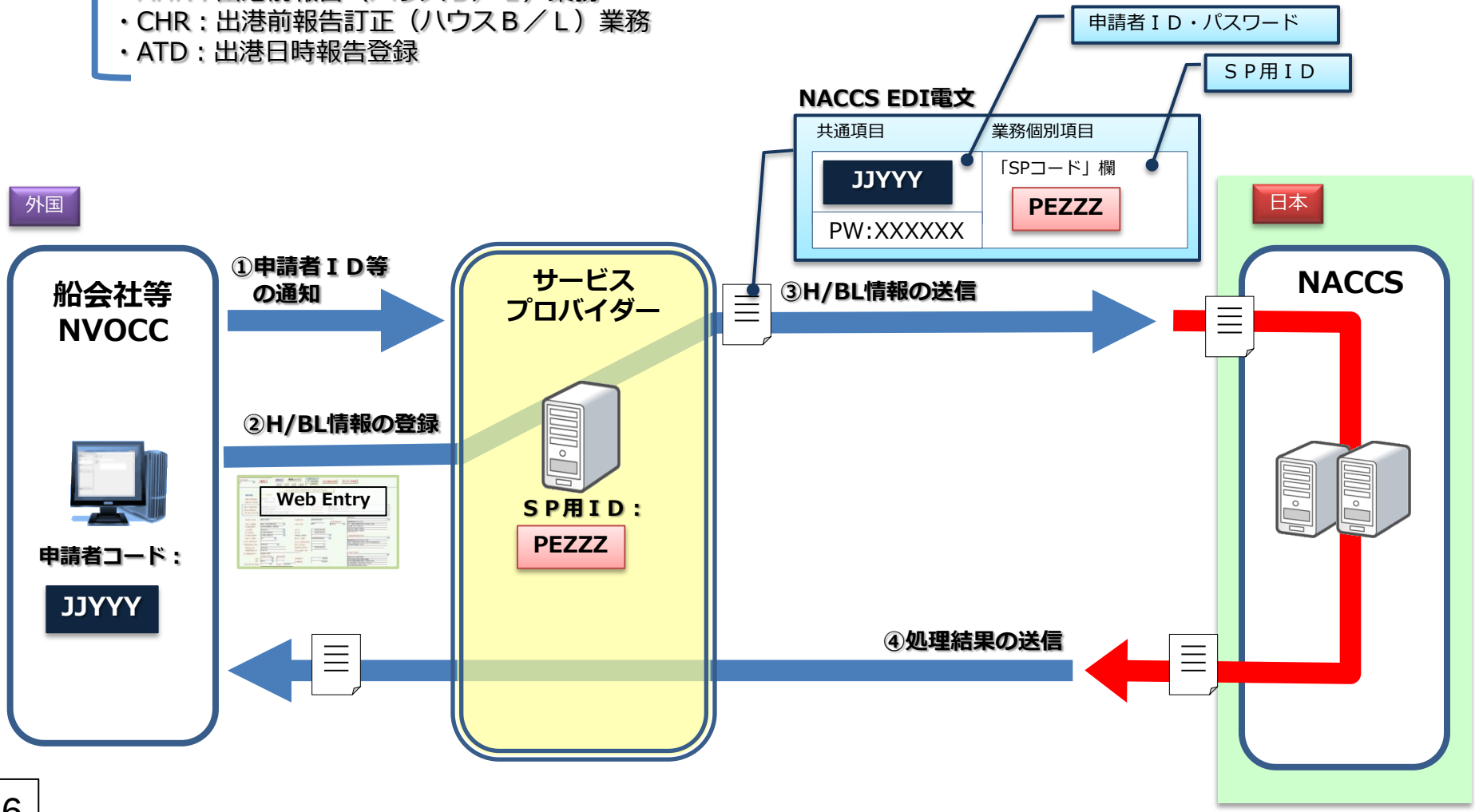

NACCS業務フロー(船会社等)

AMR:出港前報告	
タイミング	船積24時間前
概要	オーシャン（マスター）B/Lに関する出港前報告
入力単位	オーシャン（マスター）B/L単位に実施
入力者	船会社(共同運航の場合は、本船利用船会社毎に実施) 船舶代理店
その他	・各B/Lの出港前報告実施年月日時分は、AMR実施の年月日時分 ・在来貨物、空コンテナは報告対象外

ATD:出港日時報告	
タイミング	出港日時確定後（DMF実施前までに必ず入力）
概要	船積港を出港した日時の登録
入力単位	本船・船積港単位に実施
入力者	船会社(共同運航の場合は、本船利用船会社毎に実施) 船舶代理店

*訂正についても本業務で行う

追加・訂正・削除の実施可能タイミング

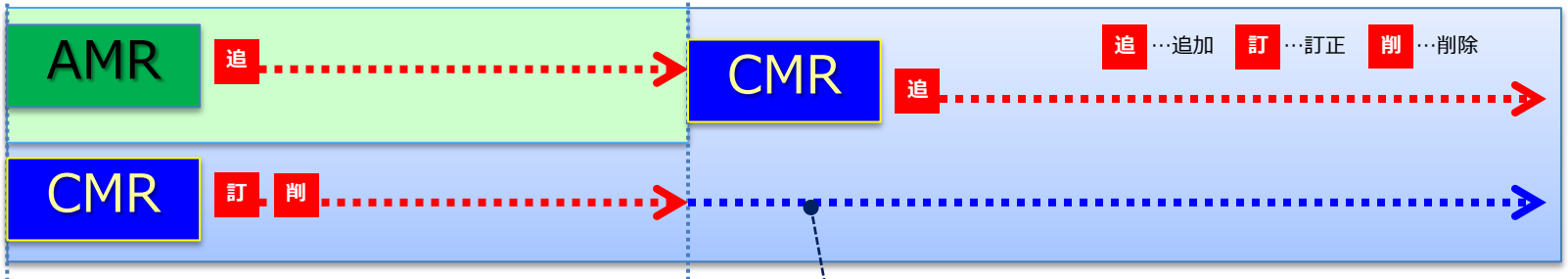

ＡＴＤ後においては、税関から以下のいずれかの通知があった場合に限り、CMRによる訂正・削除が実施可能
・**HLD、DNL、DNU、SPD**

接続スキーム(船社の例)

サービス・プロバイダー(SP)経由接続

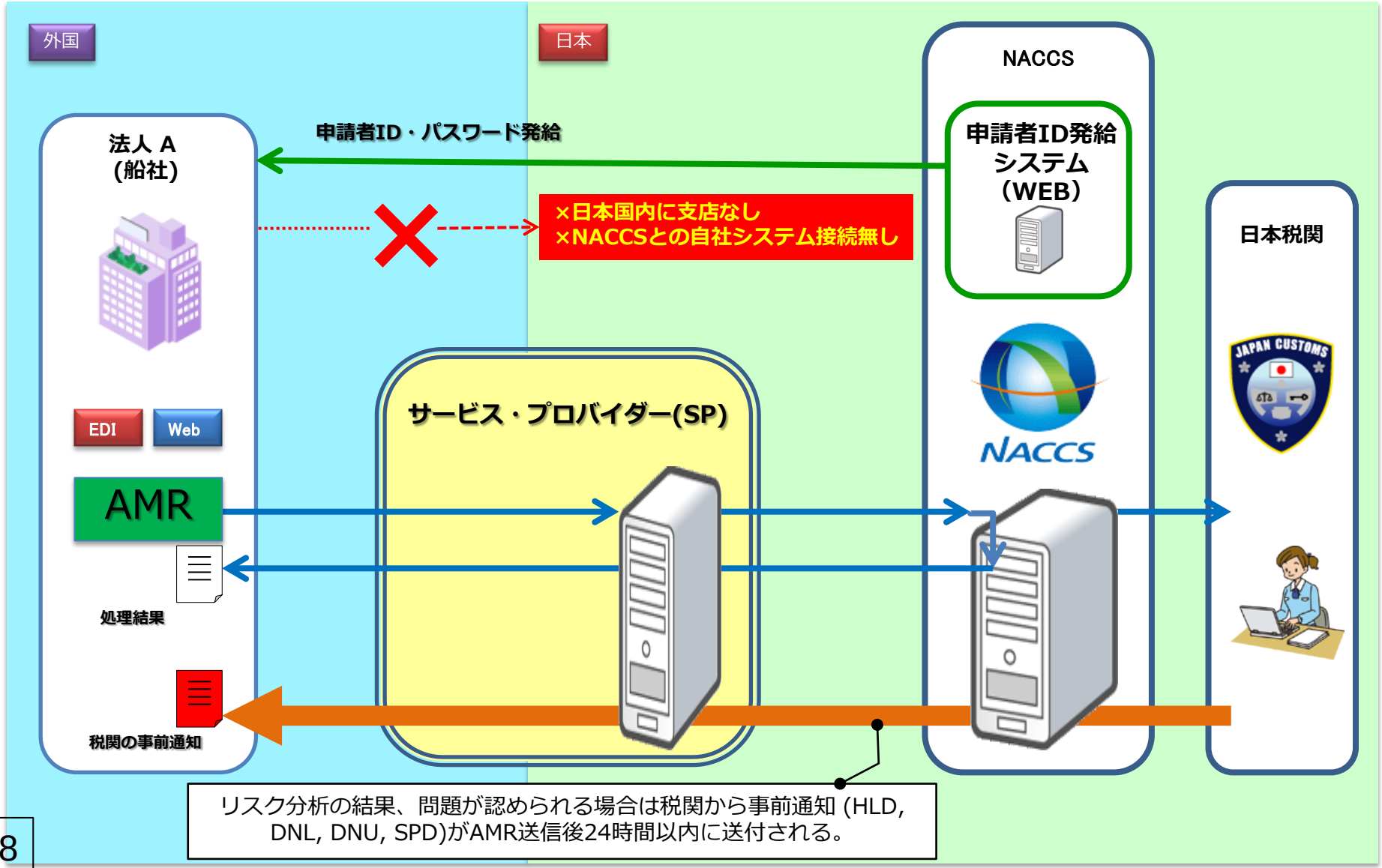

NACCS業務フロー(NVOCC)

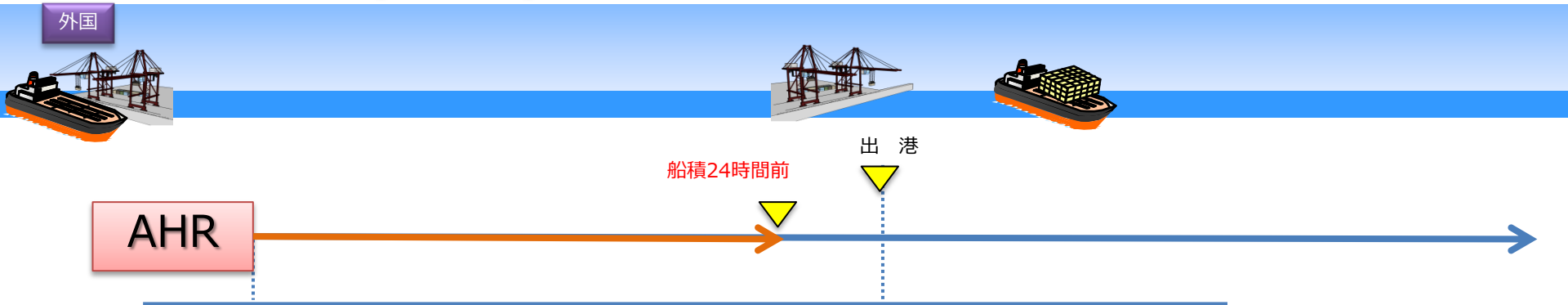

AHR:出港前報告(ハウスB/L)	
タイミング	船積24時間前
概要	・ハウスB/Lに関する出港前報告 ・マスターB/L配下の全ハウスB/Lの登録を完了した場合に終了登録(ハウスEND)を実施
入力単位	ハウスB/L単位に実施
入力者	NVOCC
その他	・各B/Lの出港前報告実施年月日時分は、AHR実施の年月日時分 ・在来貨物は報告対象外

追加・訂正・削除の実施可能タイミング

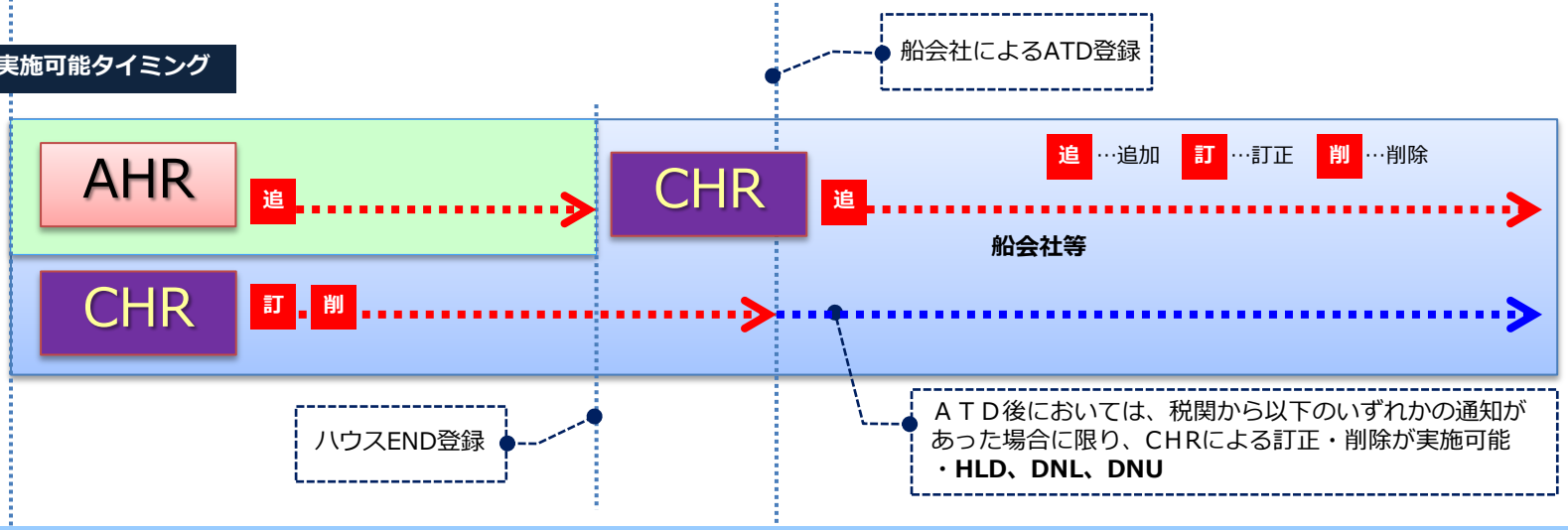

接続スキーム(NVOCCの例)

サービス・プロバイダー(SP)経由接続

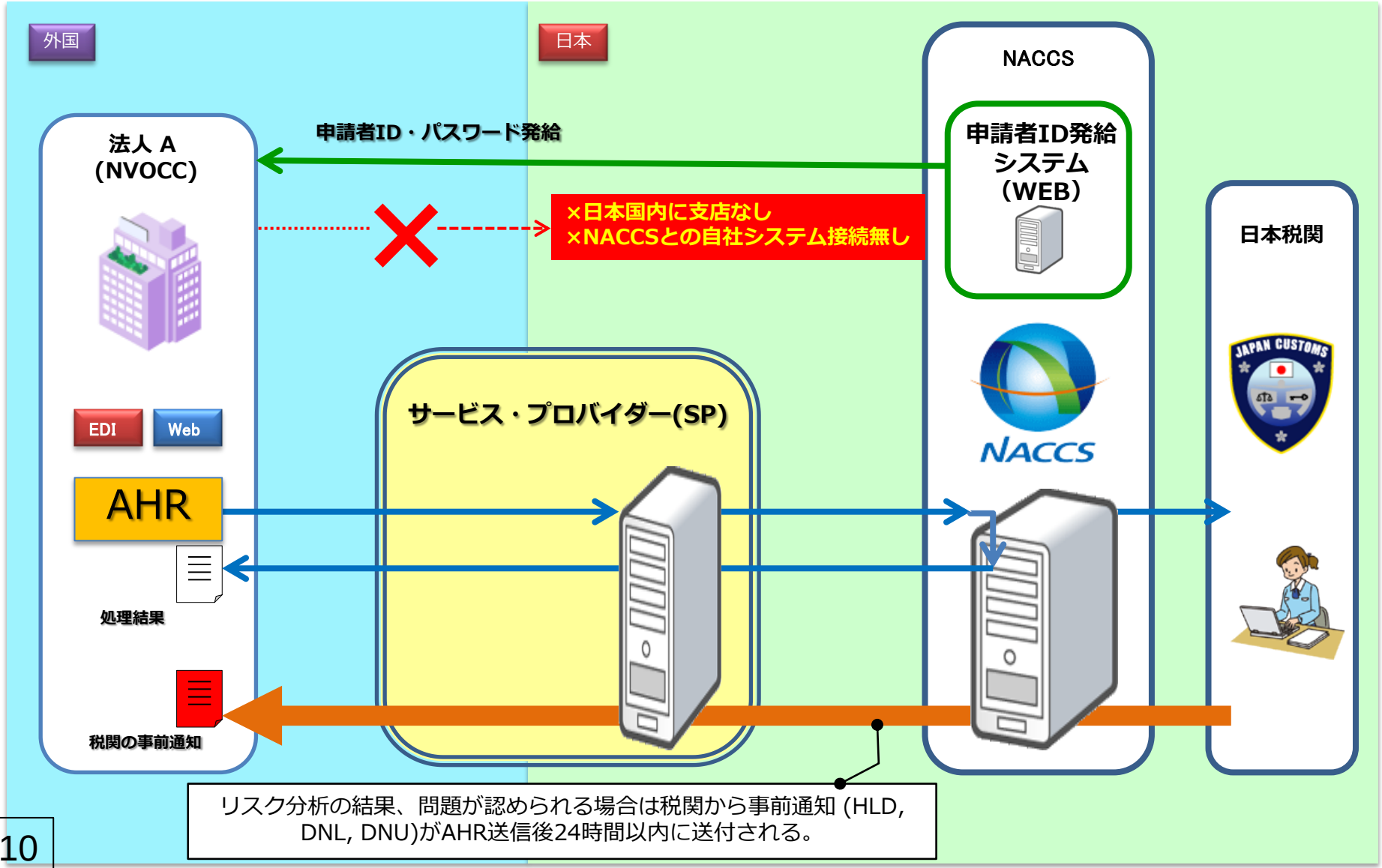

報告義務者の定義（日本税関FAQ抜粋）

1. 外国の船積港を日本向けに出港する際に、オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報を把握している運送契約の当事者である外国貿易船の運航 者等（船会社等）。

2. 外国の船積港を日本向けに出港する際に、ハウスB／Lに基づく積荷情報を把握している荷送人（利用運送事業者等）。制 度定着までの当面の間は、荷送人（利用運送事業者等）のうち、当該運航者等 と運送契約を締結する者。

日本税関HPのFAQをぜひご参照ください！

(Source)http://www.customs.go.jp/english/summary/advance/

積荷に関する報告項目(1)

（出典元：税関HP http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm ）

積荷に関する事項の報告項目は、以下のとおりです。

	出港前報告制度		〈参考〉入港前報告
	オーシャン（マスター）B/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報	
1	荷送人名	荷送人名	荷送人名
	荷送人住所又は居所	荷送人住所又は居所	
	荷送人電話番号	荷送人電話番号	
	荷送人国名コード	荷送人国名コード	
2	荷受人名	荷受人名	荷受人名
	荷受人住所又は居所	荷受人住所又は居所	
	荷受人電話番号	荷受人電話番号	
	荷受人国名コード	荷受人国名コード	
3	着荷通知先名	着荷通知先名	着荷通知先名
	着荷通知先住所又は居所	着荷通知先住所又は居所	
	着荷通知先電話番号	着荷通知先電話番号	
	着荷通知先国名コード	着荷通知先国名コード	
4	品名	品名	品名
5	代表品目番号（ＨＳコード（６桁））	代表品目番号（ＨＳコード（６桁））	
6	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード
7	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード
8	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード
9	記号・番号	記号・番号	記号・番号
10	船会社コード	船会社コード	船会社コード

積荷に関する報告項目(2)

（出典元：税関HP http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm ）

	出港前報告制度		〈参考〉入港前報告
	オーシャン（マスター）B/L積荷情報	ハウスB/L積荷情報	
11	船舶コード（信号符字）	船舶コード（信号符字）	船舶コード（信号符字）
12	航海番号	航海番号	
13	船積港コード	船積港コード	船積港コード
14	船積港の出港予定日時		船積港の出港確定日時（注２）
15	仕出港コード	仕出港コード	
16	船卸港コード	船卸港コード	船卸港コード
17	船卸港の入港予定年月日	船卸港の入港予定年月日	
18	荷渡地名	荷渡地名	
19	B/L番号	B/L番号（マスター）	B/L番号
20		B/L番号（ハウス）	
21	コンテナー番号	コンテナー番号	コンテナ番号
22	シール番号	シール番号	
23	空/実入りコンテナー表示	空/実入りコンテナー表示	空/実入りコンテナ表示
24	コンテナーサイズコード	コンテナーサイズコード	コンテナサイズコード
25	コンテナータイプコード	コンテナータイプコード	コンテナタイプコード
26	コンテナー所有形態コード	コンテナー所有形態コード	コンテナ所有形態コード
27			コンテナオペレーション会社コード
28			コンテナ条約適用識別
29	ＩＭＤＧクラス	ＩＭＤＧクラス	
	国連番号	国連番号	
30	緩和措置対象地域識別		
31	マスターB/L識別（注１）		

（注１）ハウスB/Lの有無を判別するためのコード　（注２）出港前報告制度導入後からの報告項目

13

トランシップ（Transhipment)について

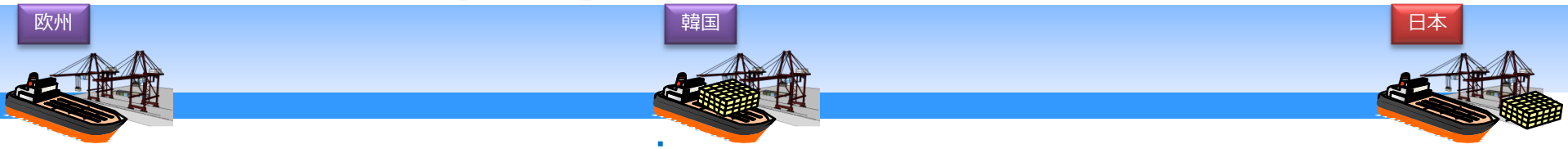

船積港から船卸港まで、同一船舶で運送されずに、途中港で積み替え（トランシップ）が発生した場合は、当初の「出港前報告（AMR）」業務を取消すことなく再報告（AMR）を行うことが可能となります。

例（欧州から積み出された貨物が、急遽韓国の港湾で他船に積み替えられて日本へ運送される場合)

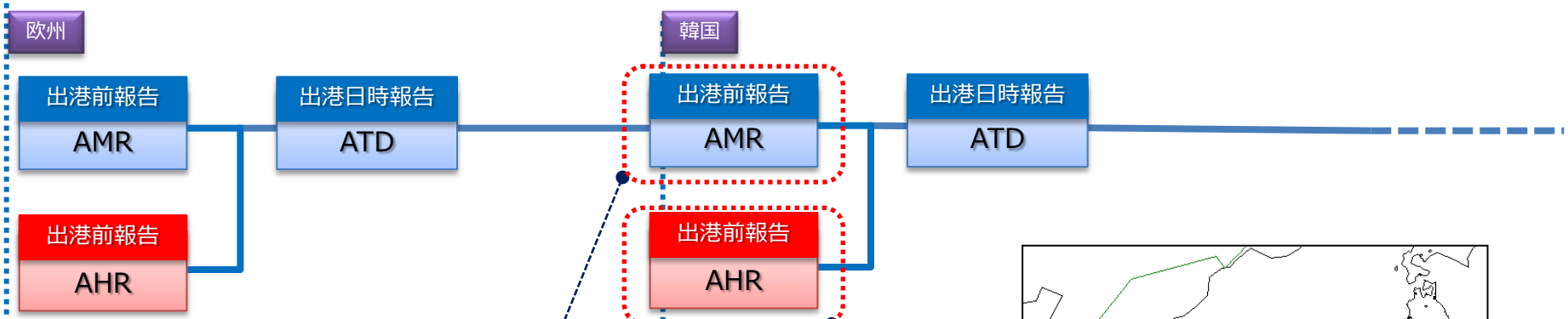

トランシップ等に伴う積載船、船積港の変更を行う場合に限り、 欧州で入力されたＡＭＲの情報を削除等することなく、韓国において「出港前報告（ＡＭＲ）」業務を利用して再報告（上書き）することが可能となります。なお、出港前報告日時は再報告実施日となります。

「出港前報告（ＡＭＲ）」業務でマスターB/Lの再報告が行われても当該マスターB/Lに紐付いているハウスB/Lは変更されないため、韓国において、再度「出港前報告（ハウスＢ／Ｌ）（ＡＨＲ）」業務により再報告を行う必要があります。

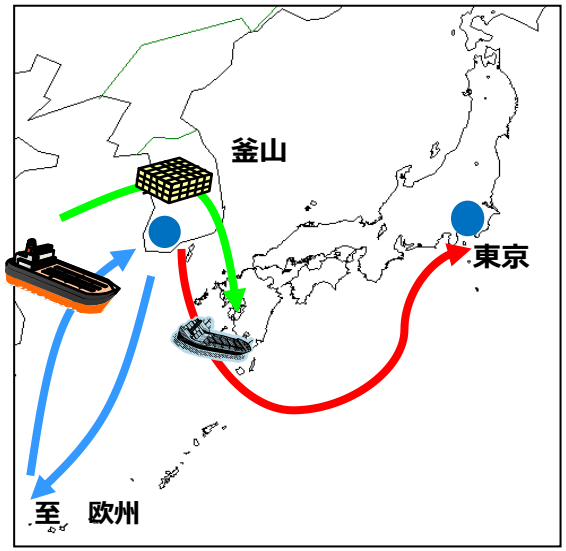

トランシップシップについて (FAQ抜粋)

Q :船舶の運行スケジュールの変更等、急遽、トランシップが行われた場合、トランシップ港を出港する24時間前までに、船会社が報告するマスターB／Lに基づく積荷情報のほか、利用運送事業者が報告する当該マスターB／Lに関連付けされるハウスB／Lに基づく積荷情報についても報告を行う必要があるのか。

A : 急遽、トランシップが行われた場合でも、原則としてマスターB／Lに基づく積荷情報のほか、ハウスB／Lに基づく積荷情報についてもトランシップ港を出港する24時間前までに改めて報告する必要があります。

☆急遽、トランシップが行われた場合

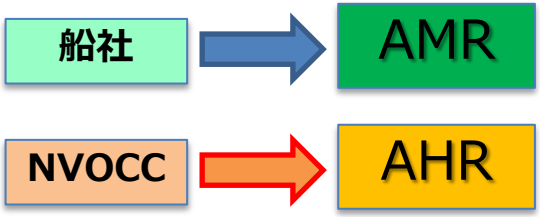

マスターB／L情報のほか、ハウスB／L情報についてもトランシップ港を出港する24時間前までに改めて報告する必要あり！

(Source)http://www.customs.go.jp/english/summary/advance/

リスク分析結果等の事前通知について(船会社等)

●オーシャン（マスター）B/L情報報告後、リスク分析結果等に基づく税関からの通知は以下のとおり行われます。

●特段のリスク等が無い場合は、通知は行われません。

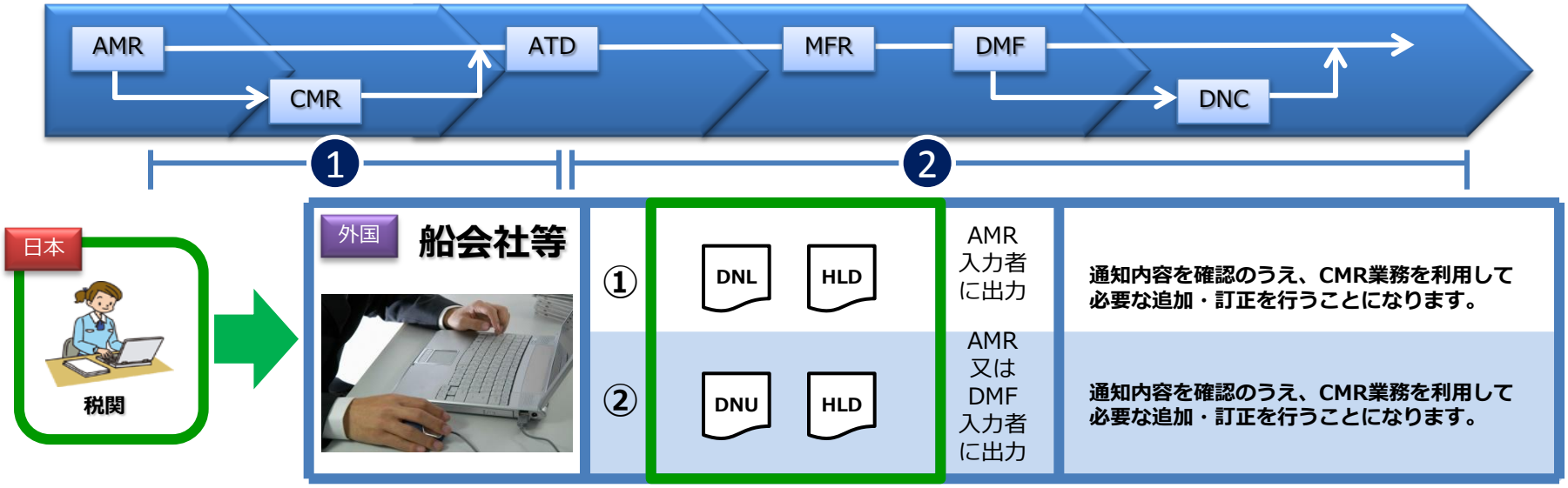

通知コード	事前通知の概要
DNL	船積24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、当該積荷の船積みを取り止めることができるようにするために行う事前通知
HLD	報告された積荷のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合に行う事前通知
DNU	外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した積荷について、本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う事前通知
	船積港出港前に「HLD」のコードの事前通知が行われた積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港した場合に行う事前通知

リスク分析結果の事前通知について(NVOCC)

●ハウスB/L情報報告後、リスク分析結果等に基づく税関からの通知は以下のとおり行われます。

●特段のリスク等が無い場合は、通知は行われません。

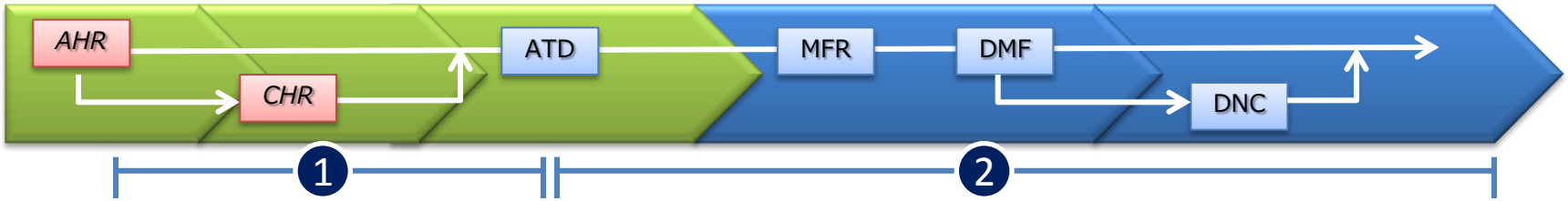

外国 NVOCC	①	DNL	HLD	通知内容を確認のうえ、CHR業務を利用して必要な追加・訂正を行うことになります。
	②	DNU	HLD	通知内容を確認のうえ、CHR業務を利用して必要な追加・訂正を行うことになります。
外国 日本 船会社等	①	DNL	HLD	ＡＭＲが実施されている場合は、参考情報としてAMR業務の入力者に通知されます。
	②	DNU	HLD	ＡＭＲ（DMF）が実施されている場合は、参考情報としてAMR（DMF）業務の入力者に通知されます。

税関からのリスク分析結果事前通知 (SPD)

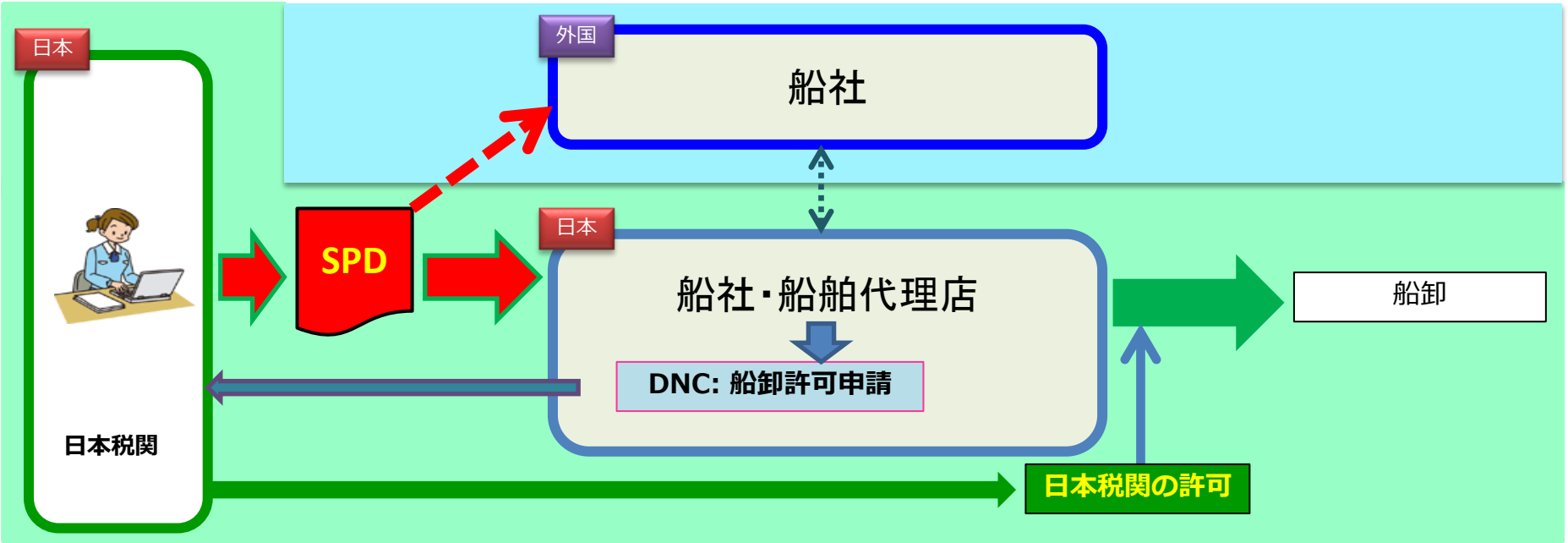

AMR ・ AHRの未報告 ➔ SPD

貨物情報が未報告のときにSPDコードが通知されます。
※この場合、報告義務者は罰則の適用を受ける場合があります。また、当該積荷の船卸しをするには、船卸許可申請手続きを行い、税関の許可を受ける必要があります。

AMR・AHRの報告期限を過ぎた報告 ➔ SPD

貨物情報が報告期限を過ぎて報告されたときにSPDコードが通知されます。
※この場合、報告義務者は罰則の適用を受ける場合があります。また、当該積荷の船卸しをするには、船卸許可申請手続きを行い、税関の許可を受ける必要があります。

(Source)http://www.customs.go.jp/english/summary/advance/

報告期限の緩和措置について

韓国及び中国等の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路につきましては、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとなります。

海外の主要船積港 / 本邦第一到着港の地域	極東ロシア		韓国			中国						台湾	
	ポストチヌイ (RUVYP)	ウラジオストク (RUVVO)	釜山 (KRPUS)	光陽 (KRKAN)	仁川 (KRINC)	新港(天津) (CNTXG)	大連 (CNDLC)	青島 (CNTAO)	上海 (CNSHA)	寧波 (CNNGB)	香港 (HKHKG)	高雄 (TWKHH)	基隆 (TWKEL)
北海道	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県（日本海側）	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、兵庫県（瀬戸内海側）	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
沖縄県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前

※　網掛けの部分が、出港前報告制度において報告期限の緩和措置（出港前）を適用する航路。

（出典元：税関HP http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm ）

制度施行までのスケジュール

【主なスケジュール】

- 平成25年11月5日から平成26年2月28日までの間、接続試験を行います。
- 平成26年３月１日から、積荷情報の報告について、システムによる受付を開始します。
- 平成26年３月10日午前０時（グリニッジ標準時：平成26年３月９日午後３時）以降に報告期限が到来する積荷情報について、報告を義務付けます。

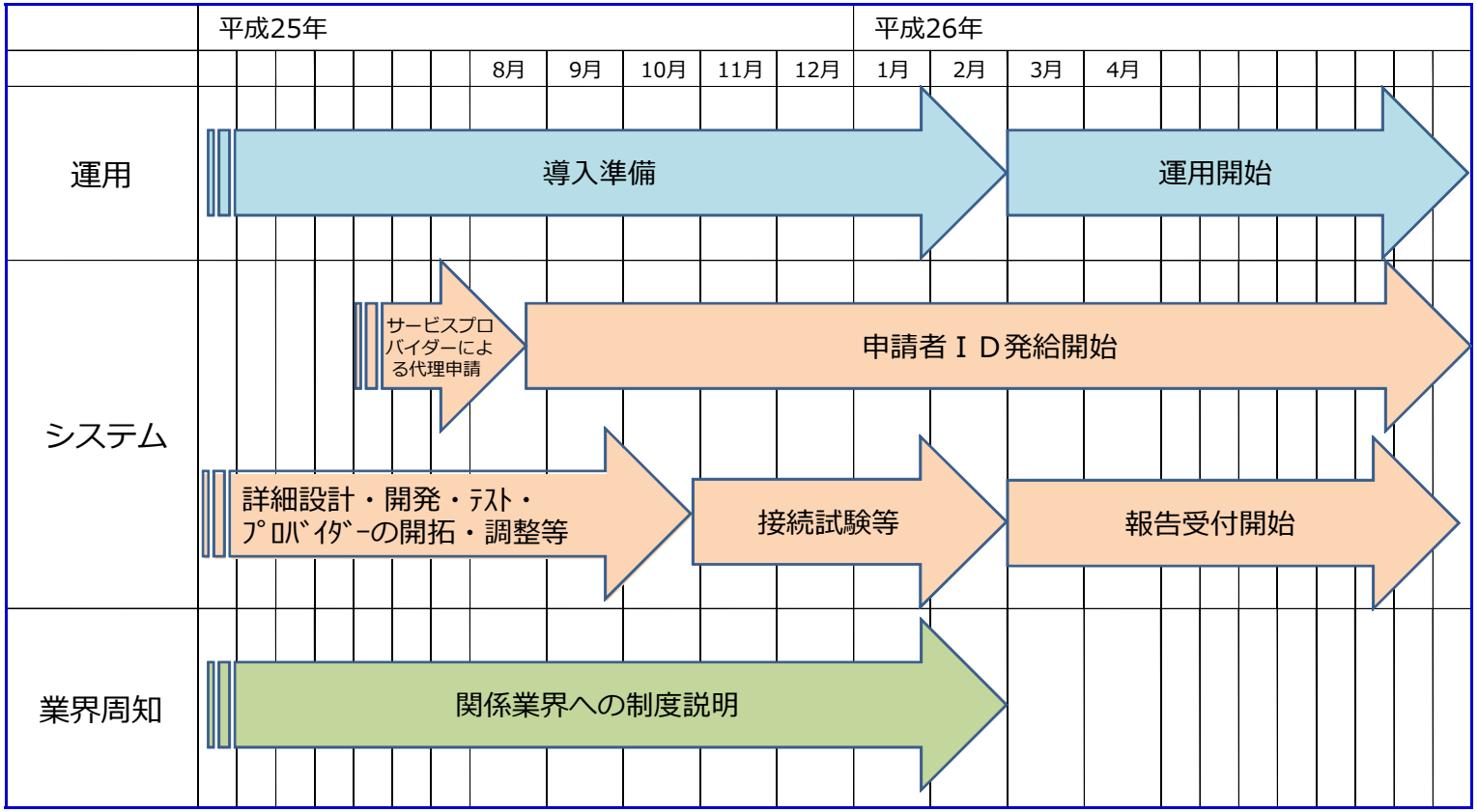

報告の義務付けについて（イメージ）
～　報告期限の緩和措置が適用されない場合

例１）日本向けコンテナ貨物がシンガポールで船積され、積載船舶の日本での第一到着港が東京港である場合:

報告期限はシンガポール出港24時間前となることから、

「平成26年3月10日午前0時（グリニッジ標準時：平成26年３月９日午後３時）が報告期限」

⇒「平成26年3月11日午前0時（ グリニッジ標準時：平成26年３月10日午後３時）にシンガポールを出港、又は当該時刻以降に出港する船舶に船積される日本向けコンテナ貨物」から報告が義務化

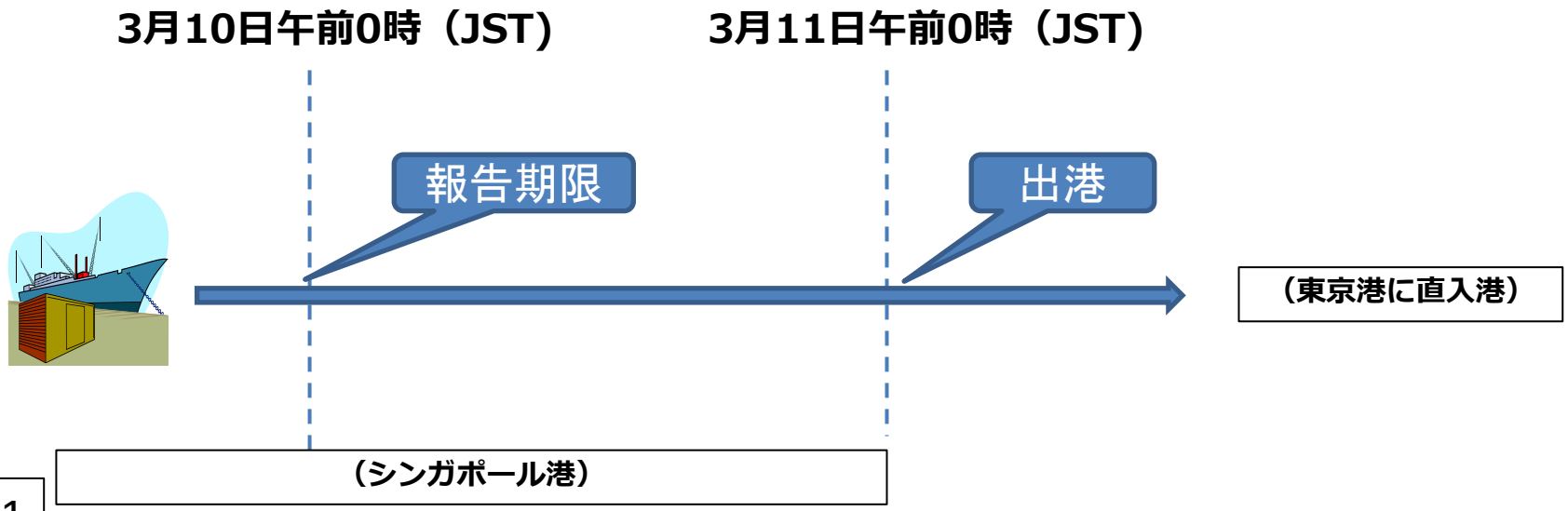

報告の義務付けについて（イメージ）
～　報告期限の緩和措置が適用される場合

例２）日本向けコンテナ貨物が上海で船積され、積載船舶の日本での第一到着港が大阪港である場合

報告期限は上海出港前となることから、

「平成26年3月10日午前0時（グリニッジ標準時：平成26年３月９日午後３時）が報告期限」

⇒「平成26年3月10日午前0時（ グリニッジ標準時：平成26年３月9日午後３時）にシンガポールを出港、又は当該時刻以降に出港する船舶に船積される日本向けコンテナ貨物」から報告が義務化

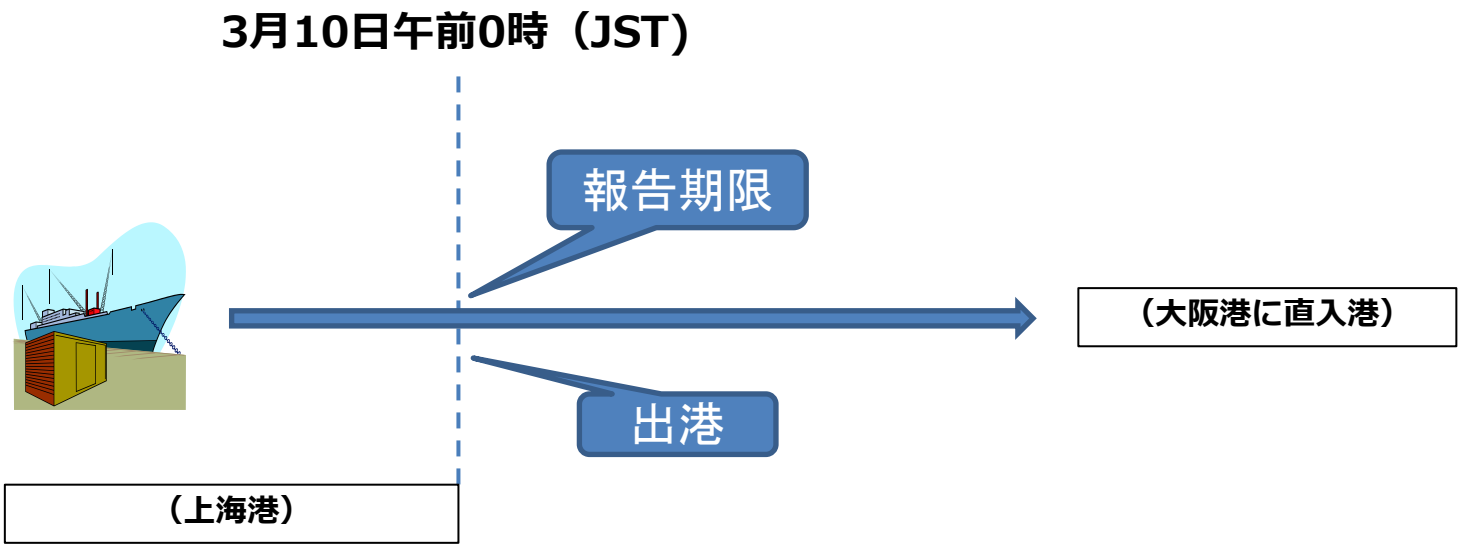

接続試験（サービス・プロバイダー用スケジュール）

1. **目的**
   実運用に近い環境で試験を行う。

2. **参加者**
   サービス･プロバイダー(SP)、SP経由申請者、日本税関

3. **運用試験期間**
   2013/11/5 (火) ～ 2014/2/28 (金) 23:59
   （保守日、初期化日を除く）
   ※ SP経由申請者の試験の日程、参加の詳細については、各SPにお問い合わせください。

（注）
接続試験中に行われる日本税関のリスク分析･事前通知の送付は、2014年3月以降における運用と異なる場合があり、システム的な機能確認目的に限ります。

（参考）接続試験における税関からの事前通知

事前通知：利用者の要請により、出港前報告及び船卸許可申請に対して、税関によるリスク分析結果の事前通知及び事前通知解除が行われます。

※要請がないものについても、税関からの事前通知等が実施される場合もあります。
※接続試験における、税関によるリスク分析の「事前通知」は、単にシステム的な機能の確認のために行うものとなります。
※事前通知を受けるための報告送信
　2/17（月）～　2/21（金）　各日 00：00～24：00　（2/21は15:00まで）
※税関によるリスク分析結果の事前通知、税関によるDNL,DNU, HLDの解除
　2/18（火）～　2/21（金）　各日9：00～17：00

希望する 事前通知コード等	入力方法	条件等
DNL	・AMR業務またはAHR業務の品名欄の先頭に「**＊ＤＮＬ＊**」と入力	・2/21（金）については15時までに実施すること
DNU	・AMR業務またはAHR業務の品名欄の先頭に「**＊ＤＮＵ＊**」と入力	
HLD	・AMR業務またはAHR業務の品名欄の先頭に「**＊ＨＬＤ＊**」と入力	
SPD	・AMR業務の品名欄の先頭に 「**＊ＳＰＤ＊**」と入力 ・ATD業務を実施する	
ＤＮＬ,ＤＮＵ, ＨＬＤの解除	・ＣＭＲ業務またはＣＨＲ業務の品名欄の先頭に「**＊ＣＸＬ＊**」と入力	・2/21（金）については15時までに実施すること ・既に事前通知（ＤＮＬ、ＤＮＵまたはＨＬＤ）がされている積荷情報であること

問合せ先等について

システムの仕様に関するご質問等は、下記までメールでお問合わせ下さい。

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社　企画部
（ＮＡＣＣＳセンター）

afr-c@naccs.jp

制度に関するご質問等は、下記までお問合わせ下さい。

財務省関税局監視課　警務係
TEL：03－3581－4111（内線）5568

○ **出港前報告掲示板（NACCSセンターホームページ）**
《日本語版》　http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html
《 英 語 版 》　http://www.naccscsnter.com/afr/

○ **出港前報告制度の概要について（税関ホームページ）**
《日本語版》　http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm
《 英 語 版 》　http://www.customs.go.jp/english/summary/advance/index.htm